## 振動防止対策 (道路交通振動に係る規制)

振動規制法に基づく指定地域内において、道路交通振動が一定の限度(「要請限度」という)を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長は道路管理者に対し道路交通振動防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができます。道路交通振動に係る要請限度は次表のとおりです。

	時間の区分	昼間	夜 間
区域の区分		7:00~19:00	19:00~7:00
第一種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専		
	用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種	6 5 デシベル	60デシベル
	中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2	以下	以下
	種住居地域、準住居地域相当		
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工	70デシベル	65デシベル
	業地域相当、工業専用地域	以下	以下

## 振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	鏡石町	矢吹町			
本宮市	石川町				



白地図「KenMap」の地図画像を編集

※ この図は、振動規制法に基づく指定地域を有する市町村を色つきで示したもので、当該市町村のすべての地域が指定地域であるという意味ではありません。指定地域の詳しい範囲については、各市町村へお問い合わせください。(町村部については、県でも問い合わせ可能です。)